

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茅野市長 今井 敦

市町村名 (市町村コード)	茅野市 (20214)
地域名 (地域内農業集落名)	米沢地区 (埴原田集落、鋳物師屋集落、北大塩集落、塩沢集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第1回)令和5年12月21日 参集者:大規模農業者・JA職員・農業委員・事務局
	(第2回)令和6年2月26日 参集者:大規模農業者・JA職員・農業委員・事務局
	(第3回)令和6年9月3日 参集者:認定農業者・大規模農業者・JA職員・農業委員・事務局
	(第4回)令和6年12月17日 参集者:農地所有者・耕作者・JA職員・農業委員・事務局

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、豊富な用水と南傾斜となる日当たりのよい農地を利用して農業が行われており、特にブランド化に成功した「米沢米(コシヒカリ)」の産地である。地域の直売所が主体となり環境に配慮した生産や注文販売を行っているが、収益性の悪い影響で、農業の担い手が不足し、継続は困難な状況になっている。

農業者の平均年齢も73歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物としてりんごやワイン用ぶどうの果樹やハウス施設での花卉・野菜の栽培方法を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ブランド化に成功した「米沢米」の生産については、地域の主力農家が引き継いで、環境に配慮した生産を継続する他に、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。併せて新たな作物として、りんごやワイン用ぶどうの果樹やハウス施設での花卉・野菜の栽培方法を検討していく必要があり、ほ場整備を行っていない農地や、集落内に点在している農地での生産を進める。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

ただし、畦畔の草刈りや用水管理を行わない生産者及び根拠のない有機農業等を理由に周辺農地に悪影響を及ぼす生産者については、地域の担い手として認めない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	117.63 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	117.63 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備実箇所の農地を基本とし、それに連坦する農振農用地(青地)を一部追加をした区域を農業上の利用が行われる区域とし、前記の区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年5月23日～令和7年6月6日書面開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。【令和7年6月6日更新】

・茅野市米沢7321番地 1,804㎡の内249㎡ 地図No.1

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を令和10年度(2028年)までに実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため育苗・定植・刈取等の作業はJA及び地域内の担い手へ委託するとともに、それ以外の管理、病虫害防除、草刈り等の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、中山間や環境整備事業をし、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置・管理するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域特産の「米沢米」を対象に環境保全型農委業への取組を継続し、米沢地区内での農業において畦畔の草刈りは3回以上行う等の管理協定の締結を進める。
- ③農薬散布にドローンや用水管理を自動化する等についてJAや市と連携し地区内で連携して進める。
- ④山際や集落内の小規模5a未満の水田は、畑地化を進める。
- ⑤ワイン用ぶどう及びりんごの生産を地区内で推進する。
- ⑦保全・管理について、現在実施している中山間及び環境整備事業を継続して行う。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。